(1)　名奉行様の判決

昔々と言うが、此の話の中に奉行や鰻の蒲焼きなどが出て来ることからみて、そんなに古い大昔の事ではないと思う。昔、或る所に欲の深い鰻屋の隣に住んでいた、なかなかの働き者の辛抱な夫婦がいました。此の夫婦はご飯の「おかず」を出来るだけ少なく作り、隣の鰻屋から流れて来る蒲焼きの匂いを嗅ぎながら、これを「おかず」の替わりにしてご飯を食べ、一生懸命辛抱して働いたので遂に大金持ちになりました。

所が此のことを聞きつけた隣の鰻屋の亭主は、これを妬んで「言ってみれば、そのお金は全部俺の物と同じだ」なぜなら「俺の家の鰻の蒲焼きの匂いを嗅いで蓄えた金ではないか?」ということで、或る日これをお奉行様に訴え、お金を取り返して貰う事にしました。やがてそれから何日か経った或る日の事、お奉行様から鰻屋の亭主の所へ、「辛抱者の夫婦に有り金の総てを持たせたうえで、間違いなくこれを同道し、奉行所に出頭するように」とのお達しがありました。鰻屋の亭主は内心「占めた、これであの大金も間違いなく俺の物だ」と思ったが、一方、辛抱者の夫婦は「折角今まで辛抱して蓄えたお金を全部取り上げられては大変」と思い、食べ物もろくろく喉を通らない有様でした。いよいよ当日になり「お白州」に呼び出されて畏まっていたら、「双方共々面を挙げぃー」とお奉行様の声が掛かったので、恐る恐る顔を上げると「これなる鰻屋の亭主の訴えによれば、その方夫婦は鰻の蒲焼きの匂いを嗅いで金を蓄えた由、これに確と相違ないか」とお奉行様が辛抱者の夫婦に訊ねるので、辛抱者の夫婦が「はい確とそれに相違ありません」と答えると、「ならば鰻屋の訴えの条々、いちいち最もな事である」と、お奉行様は鰻屋の訴えを認め、「よってその方の持参せし金子の総てを鰻屋のものと認め、これを間違いなく鰻屋に渡すよう固く申しつける」とのお言葉でした。慌てた夫婦は「お奉行様、私共は一生懸命働き、夫婦共々苦しみに耐え、辛抱に辛抱を重ねて蓄えたお金です。それは余りのお沙汰。どうか」と言い掛けると「これ〝奉行の前を何と心得る　控えい〟」と厳しく叱りつけられました。

鰻屋は天にも登る心地して「これはこれは、お奉行様のいちいちご最もなお裁き、誠に有難うございます」と言いながら、泣き出しそうな顔で渡した夫婦のお金を、懐に入れようとした時、「待たれぃ。鰻屋、その金子は確かにその方の蒲焼きの匂いを嗅ぎながら蓄えた金、ならば定めしその方も只今その金子の匂いを嗅いだであろう。よって蒲焼きの匂いは、その金の匂いで帳消しにし、その金子は改めて元の持ち主に返すよう、固く申しつけるものである」と改めてのお沙汰があり、「これにて一件落着」の声を残して、お奉行様は静かに奥へ去ってしまいました。

鰻屋と夫婦者の三人は「本日の白州は総てこれまで」とのことで、「その方共々立ちませぃー」と警護の武士の声があり、お白州を引下がったけどゃ……。これで名奉行の裁判の話っこはおしまい。トッピンパラリのプー。